

学校の部活動に係る活動方針

黒沢尻工業高等学校

1 活動の方針

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

このような部活動の意義を踏まえながら、部活動を通じて、一人ひとりの生徒が、学級や学年の枠を超えた仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合いながら、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、社会に貢献できる人間力を育むとともに、本校の部活動が、生徒の学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

2 休養日・活動時間について

（１）週当たりの休養日の設定

- ・週 1 日以上 of 休養日を設定し、年間平均で週当たり 2 日以上 of 休養日の設定に努める。
※大会参加等、やむを得ず週 1 日の休養日を確保できない場合は代替休養日を確保する。

（２）長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒の体調を把握し、疲労が蓄積しないよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間の設定を検討する。

（３）活動時間

- ・平日は、3 時間程度とする。
- ・学校休業日は、4 時間程度とする。ただし、大会に向けた練習試合、リハーサル等の状況によっては、必要に応じて午前・午後の連続した活動を認める。
※終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。
※合宿やコンクール前練習等で、活動時間延長をする場合は、生徒の健康管理を最優先して適切に実施する。

3 活動のきまり

（１）指導計画の作成

- ・部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

（２）部活動制限期間

- ・原則として次の期間は部活動を行わない。
 - ① 考査一週間前から考査最終日前日まで
※ただし、考査最終日から一週間後までの期間に大会等がある場合は、平日 1 時間程度、休業日 2 時間程度の活動を認める。
 - ② お盆期間、年末年始の学校閉庁日